

令和5年度第2回沖縄県差別のない社会づくり審議会 議事要旨

1 日 時：令和5年12月20日（水）13:30～15:40

2 場 所：沖縄県庁6階第1特別会議室

3 出席者：9名

（1）委員：5名

会長 河井 耕治（沖縄弁護士会）
委員 矢野 恵美（琉球大学法科大学院 教授）
委員 小川 寿美子（名桜大学人間健康学部 教授）
委員 奈須 祐治（西南学院大学法学部 教授）
委員 池味 エリカ（沖縄弁護士会）

（2）事務局：4名

子ども生活福祉部女性力・平和推進課長、女性力・平和推進課副参事、
女性力・平和推進課平和推進班長、担当主査

4 公開・非公開の別 非公開

5 議題等

（1）議題

「本邦外出身者等に対する不当な差別的言動」の該当性について

（2）報告事項

ア 沖縄県人権相談窓口の運用状況について

イ 沖縄県差別のない社会づくり条例周知・啓発等委託業務について

6 会議経過・内容等

開会の後、司会による定足数の報告を行い、議事に入った。

（1）議題「本邦外出身者等に対する不当な差別的言動」の該当性について

- ・事務局より、資料に基づき、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の該当性について説明。
- ・申出人から発言者等に関するより詳細な情報を聴取した上で、改めて該当性の判断を行うことを全会一致で確認し、継続審議となった。
- ・主な意見等は以下のとおり。

【報告事項に係る審議対象について】

- 相談窓口の運用状況について、関係機関を紹介した後、どういったプロセスで解決したのかといった情報も記録に残してもらいたい。
- 過去に行われた言動も、不当な差別的言動の認定の可能性はある。ただし、すでに削除したといったような場合は、原則扱わなくてよいのではないかと思う。条文上の根拠があるわけではないが、よほどひどい場合に限るべき。

- 差別的言動がなくなった事案については、公表の対象ではなくなるものと思う。
- 過去に行われたもので現に行われていないものも、条例第11条第1項の文言解釈上は該当する。ただし、事案が軽微な場合やどの程度重要性があるかで、扱わないという考え方もありうる。消した消していないという簡単な問題ではなく、消されても重要な問題が残る可能性があるので、諸事情を鑑みて判断する必要がある。

【審議対象の動画について】

- YouTube の団体のページで掲載されているので、街宣の場で発言していることを問題にするというよりは、YouTube で掲載している行為を問題にするということでおいか。また、動画の中で発言者を特定できるのかという意見。
- 表現行為としては、YouTube に掲載している行為になるのではないか。掲載しているのは団体になるので、発言者が特定できなくとも、行為者は団体ということになるのではないかとの意見。
- 現状では情報が少なすぎるため、申出人に協力してもらい、発言者は誰なのか、発言者の住所、直接の連絡先、ツイッター、団体の他の動画に問題となる表現があるか等の詳細を確認してもらい、その上で判断する必要がある。
- 申出人に確認したからといって、それで特定できるのかという問題はある。
- 申出人が、申出の内容を明確にした上で、釈明を求めるというのがプロセスとしては妥当。
- この2件以外に、他の動画に問題があった場合、それはいいのかと反対解釈されることが懸念される。
- 氏名公表というのは、氏名を公表されること自体はペナルティというか制裁的な機能を持つが、形式的に公表するにすぎない。その表現について、県としてどうしていくのか、県民はどうしないといけないのか、ということが必要。
　　氏名公表の仕組みはもともと大阪市の仕組みで、当時は解消法の成立前で、ヘイトスピーチの定義がなく、公表して市民の間で議論を深めていこうという目的があったため、市としては中立に近い立場にあった。氏名公表の仕組みは中立に近い手法だと認識しているが、本来であれば、むしろそれを非難するという立場を明確にとる必要がある。今後条例を運用していく中で、基本方針の啓発とうまく結びつけていくことが必要となる。
- 該当動画が、全体として1個のヘイトスピーチであると思う。動画の中のこの発言を削除したら、この動画残していいですよということにはならないのではないか。
- 動画には政治的な発言も含まれており、動画の全部をヘイトスピーチと認定することはできないのではないか。該当部分に限定した方がいいと思っており、条

例の構造上やむを得ないと思われる。

- 単純にその言葉だけ切り出して意味が分かる分からないではなくて、全体の文脈の中で、どういう意図で使っていると一般的に受け止められるかというところで判断することが妥当。
- 次年度に県民意識調査を予定しており、調査項目について審議会で意見を聴取して進めていくことを確認し、協力を依頼した。（事務局）

（2）報告事項について

- ア 沖縄県人権相談窓口の運用状況について
- イ 沖縄県差別のない社会づくり条例周知・啓発等委託業務について
 - ・事務局より、資料に基づき、報告事項について一括して説明。
 - ・意見等は以下のとおり。

- 周知・啓発で作成予定のリーフレットに関して、今は電子化できるので、もつと多言語化してホームページで見られるようなシステムにした方がよい。ネパール語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語、スペイン語等。

7 閉会

以上